

# 秋田市緑化コンクール実施要項

## 1 趣 旨

花や木を大切にする生活を通して、緑豊かなまちづくりを進めるため、家庭、町内、職場、学校などを中心として、全市にその運動を広めるとともに、優れた花だんを表彰する。

## 2 主 催

秋田市民憲章推進協議会

## 3 後 援

秋田市

秋田市教育委員会

秋田市緑化推進委員会

## 4 募集部門

- (1) 学校花だん（保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、各種学校など）
- (2) 地域花だん（町内会、老人クラブ、子ども会、親の会など）
- (3) 職場花だん（官公庁、会社・工場、各種団体）
- (4) 家庭花だん（家族でつくっている花だん）
- (5) 認定モデル花だん

## 5 応募方法

所定の申込書（別紙様式）により、別に定める期日までに秋田市民憲章推進協議会事務局へ申し込むこととする。

## 6 審査方法

主催者が委嘱する審査員が書類審査をするほか、8月下旬に巡回審査を行う。巡回審査の詳細日程については、事前に通知する

## 7 認定モデル花だん

### (1) 認定基準

令和8年度のコンクールから、2年連続で秋田市長賞、秋田市教育長賞または秋田市緑化推進委員会委員長賞のいずれかを受賞した花だんを認定モデル花だんとして認定する。

### (2) 認定期間

認定モデル花だんの認定期間は1年とする。

### (3) 取扱い

認定モデル花だんは、認定期間中のコンクールの審査対象とはしないが、巡回審査時に写真撮影を行い、表彰式において認定証書を授与する。また、撮影した写真は秋田市民憲章推進協議会のホームページに掲載する。

## 8 表彰内容（予定）

・秋田市長賞	1点
・秋田市教育長賞	1点
・秋田市緑化推進委員会委員長賞	1点
・秋田市民憲章推進協議会会長賞	1点
・審査員特別賞	2点
・最優秀賞	5点
・地域貢献賞	2点
・優秀賞	10点
・精励賞	15点

## 9 表彰式

日時・会場については、別に定める。

## 10 個人情報の取り扱い

応募にあたり提供された個人情報は、本コンクールの実施のために使用する。なお、受賞者の氏名、所属、地区、花だんの写真等は、表彰式、作品集、ホームページ、広報誌等で公表する場合がある。応募をもって、これらの取り扱いに同意したものとみなす。

## 11 その他

秋田市緑化コンクールに応募の花だんのうち、以下の花だんは秋田市民憲章推進協議会が推薦し、全県花だんコンクール（秋田県花いっぱい運動の会主催）に応募する。

- (1) 団体（学校、地域、職場）すべての花だん
- (2) 家庭花だんのうち応募を希望する花だん
- (3) 認定モデル花だん